

自治会長 様 ・ 文書配布委員 様

浜松市長 中野 祐介  
(公印省略)

令和 6 年度の行政連絡文書お届け日のお知らせ及び  
広報はままつ・はままつ市議会だよりの配布依頼について

日ごろ、市政に多大な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、行政連絡文書の配布・回覧につきましては、格別の御配慮をいただき重ねてお礼申し上げます。

令和 6 年度の行政連絡文書お届け日について、下記のとおり御連絡いたします。令和 5 年度、6 年度の自治会長及び文書配布委員の皆様で情報を共有していただきますようお願いいたします。

また、行政連絡文書のうち、広報はままつ（年 12 回）、はままつ市議会だより（年 4 回）については下記のスケジュールで発行する予定ですので、自治会加入世帯等への配布につきまして、お手数をお掛けいたしますがよろしくお願い申し上げます。

記

1 令和 6 年度の行政連絡文書お届け日（配布委員の皆様へお届けする日）【中央区のみ】

※ 浜名区、天竜区のお届け日は区役所または行政センターからご案内します。

(1) 5 日配布分のお届け日…原則毎月 2 日または 3 日にお届けします。

| 月            | 5 月分       | 6 月分        | 7 月分      | 8 月分       | 9 月分      | 10 月分      |
|--------------|------------|-------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 文書お届け日       | 4/25・26    | 6/1・3       | 7/2・3     | 8/2・3      | 9/2・3     | 10/2・3     |
| 広報はままつ<br>発行 | ○<br>5 月号  | ○<br>6 月号   | ○<br>7 月号 | ○<br>8 月号  | ○<br>9 月号 | ○<br>10 月号 |
| 市議会だより<br>発行 | ○<br>5/5 号 |             |           | ○<br>8/5 号 |           |            |
| 月            | 11 月分      | 12 月分       | 1 月分      | 2 月分       | 3 月分      | 4 月分       |
| 文書お届け日       | 11/1・2     | 12/2・3      | 12/24・25  | 2/1・3      | 3/1・3     | 4/2・3      |
| 広報はままつ<br>発行 | ○<br>11 月号 | ○<br>12 月号  | ○<br>1 月号 | ○<br>2 月号  | ○<br>3 月号 | ○<br>4 月号  |
| 市議会だより<br>発行 |            | ○<br>12/5 号 |           | ○<br>2/5 号 |           |            |

(2) 20 日配布分のお届け日

配布文書がある場合、原則月の 17 日、18 日（日曜日や祝祭日の場合は前日）にお届けします。

※すべての配布文書を同時にお届けするものではありません。

※広範な区域に配送いたしますので、多少前後する場合がございます。御了承くださいますようお願い申し上げます。

裏面に続きます

【文書お届けのイメージ ～例：7月の場合～】

| 7月2日(火)     | 7月3日(水)     | 7月4日(木) | 7月5日(金)～ |
|-------------|-------------|---------|----------|
| お届け日<br>1日目 | お届け日<br>2日目 | 配布準備    | 配布       |

広報はままつ等全ての文書を2日間でお届けします。  
※同時にお届けするものではありませんのでご注意ください。

2 「広報はままつ」の配布について

(1) 配布いただくもの ※市が委託する業者からお届けします。

- ①「広報はままつ日本語版」 令和6年5月号から令和7年4月号まで  
年12回 毎月5日発行
- ②「広報はままつ外国語版」 令和6年4月号から令和7年3月号まで  
(英語版・ポルトガル語版・やさしい日本語)  
年12回 毎月20日発行

3 「はままつ市議会だより」の配布について

(1) 配布いただくもの ※市が委託する業者からお届けします。

- ①「はままつ市議会だより」  
年4回(5月5日、8月5日、12月5日、2月5日)発行

(2) その他

発行日については、市議会の動向により変更または追加させていただく場合がございますので御了承ください。

【連絡先】

◆行政連絡文書の配布に関すること(配布部数、配布先の変更など)

|          |                |            |                |
|----------|----------------|------------|----------------|
| 中央区 区振興課 | (Tel:457-2210) | 東行政センター    | (Tel:424-0164) |
| 西行政センター  | (Tel:597-1112) | 南行政センター    | (Tel:425-1382) |
| 浜名区 区振興課 | (Tel:585-1143) | 北行政センター    | (Tel:523-1168) |
| 天竜区 区振興課 | (Tel:922-0013) | 市民協働・地域政策課 | (Tel:457-2094) |

◆広報はままつに関すること

広聴広報課 (Tel:457-2021)

◆はままつ市議会だよりに関すること

議会事務局 調査法制課 (Tel:457-2513)